

第 6 2 号 議 案

足立区地域体育館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区地域体育館条例の一部を改正する条例

足立区地域体育館条例（昭和 5 6 年足立区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 9 条関係）

駐車場の使用料

施設名	単位	使用料
竹の塚体育館	3 0 分 につき	2 0 0 円 ただし、出場 1 回につき徴収できる額は、8 0 0 円を限度として規則で定める額とする。

備 考

- 1 使用時間が 3 0 分未満のとき又は使用時間に 3 0 分未満の端数があるときは、3 0 分として計算する。
- 2 駐車場を使用できる時間を経過しても自動車を出場させない使用者については、ただし書の規定は適用しない。
- 3 区長又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の足立区地域体育館条例の規定は、施行日以

後に入場する自動車に係る使用料について適用する。

（提案理由）

地域体育館の駐車場の使用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。